

特別管理産業廃棄物処分業許可証



住所 福島県いわき市錦町四反田30番地
氏名 株式会社クレハ環境
代表取締役 並川 昌弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 4年 8月 2日
許可の有効年月日 令和11年 7月29日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (①焼却・熱分解、②中和、③酸化・還元・不溶化)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

裏面及び別紙記載のとおり

【注意】
この許可証(写)は許可内容の開示及び
契約書添付を目的とし、
その他の用途による使用は無効とする。

2. 事業の用に供するすべての施設

別紙裏面記載のとおり

3. 許可の条件

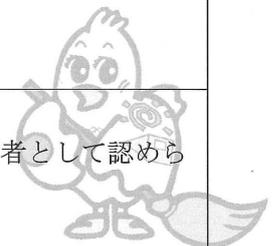
4. 許可の更新又は変更の状況

| | | | |
|-------------|------|-------------------------------------|-----------------------------|
| 平成 5年 7月30日 | 新規許可 | 平成25年 9月26日 | 変更許可 |
| 平成 7年 8月16日 | 変更許可 | 平成27年 7月30日 | 更新許可(優良認定) |
| 平成 9年 2月28日 | 変更許可 | 平成28年 4月 1日 | 変更許可 |
| 平成10年 7月30日 | 更新許可 | (中間処理(焼却・熱分解)の特別管理産業廃棄物の種類に廃水銀等を追加) | |
| 平成14年 2月 1日 | 変更許可 | 平成28年 6月17日 | 変更届出 |
| 平成15年 7月30日 | 更新許可 | (8号焼却炉のロータリーキルン更新に伴う変更) | |
| 平成16年 5月 6日 | 変更許可 | 平成29年10月 1日 | 変更届出(法改正に伴う特別管理産業廃棄物の種類の変更) |
| 平成16年 7月15日 | 変更許可 | | |
| 平成16年 9月13日 | 変更許可 | | |
| 平成19年 1月10日 | 変更許可 | 令和 4年12月26日 | 変更届出 |
| 平成20年 7月30日 | 更新許可 | (8号焼却炉の固定炉追加に伴う変更) | |
| 平成23年11月28日 | 優良確認 | | |
| 平成25年 7月 2日 | 変更許可 | | |

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

「優良」の表示は、特別管理産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。



特別管理産業廃棄物の種類

① 中間処理（焼却・熱分解）に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）、感染性産業廃棄物、廃水銀等（当該廃水銀等を処分するために処理したものを除く。）、燃え殻（特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）、ばいじん（特定有害産業廃棄物）

以上8種類

これらのうち、特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は次のとおりであり、水銀回収義務が生じるものを除く。

廃油

（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上12項目

廃酸

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上25項目

廃アルカリ

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上25項目

燃え殻

（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上6項目

汚泥

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上25項目

ばいじん

（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上7項目

（以下別紙記載のとおり）

② 中間処理（中和）に係るもの

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）

以上3種類

これらのうち、特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は次のとおりであり、水銀回収義務が生じるものを除く。

廃酸

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

廃アルカリ

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

汚泥

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

③ 中間処理（酸化・還元・不溶化）に係るもの

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）、汚泥（特定有害産業廃棄物）

以上3種類

これらのうち、特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は次のとおりであり、水銀回収義務が生じるものを除く。

廃酸

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

廃アルカリ

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

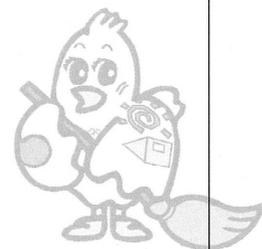
以上9項目

汚泥

（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上9項目

（以下余白）



事業の用に供するすべての施設

設置場所 いわき市錦町落合136番1 外25筆

| 処理施設の名称及び種類 | 処理能力 | 処理する産業廃棄物 | 処理方法 | 許可等の状況 |
|--|---|--|---|---|
| 7号焼却炉 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 シアン化合物の分解施設 産業廃棄物の焼却施設 | 182 m ³ /日 110 m ³ /日 104 t/日 202 m ³ /日 238 t/日 | ・廃油 ・廃酸 ・廃アルカリ ・感染性産業廃棄物 ・廃水銀等 ・燃え殻 ・汚泥 ・ばいじん | ①焼却・熱分解 (ロータリー キルン、JF 炉 による焼却 処理又は熱分 解処理) | H9.7.1 設置許可 H27.3.19 変更許可 (ロータリーキルンの 更新) |
| 8号焼却炉 汚泥の焼却施設 廃油の焼却施設 廃プラスチック類の焼却施設 シアン化合物の分解施設 産業廃棄物の焼却施設 | 182 m ³ /日 118 m ³ /日 104 t/日 266 m ³ /日 238 t/日 | ・ばいじん | | H4.7.15 設置許可 H8.2.19 変更許可 (デミスターの設置) H9.2.25 変更許可 (ミスト EP の増設等) H27.3.19 変更許可 (ロータリーキルンの 更新) R4.12.1 変更許可 (固定炉の追加) |
| No. 3、No. 4 中和槽 廃酸又は廃アルカリの中和施設 | 160 m ³ /日 (80 m ³ /日 ×2 基) | ・廃酸 ・廃アルカリ ・汚泥 | ②中和 (水酸化ナトリ ウム、塩酸等 による中和 処理) | S56.12.22 設置届出 S62.8.14 変更届出 |
| No. 1、No. 2 有害物分解槽 汚泥、廃酸又は廃アルカリに 含まれるシアン化合物の分解 施設 | 40 m ³ /日 (20 m ³ /日 ×2 基) | ・廃酸 ・廃アルカリ ・汚泥 | ③酸化・還元 ・不溶化 (薬品による 酸化分解、 還元分解、 有害物質の 不溶化処理) | S56.12.22 設置届出 S62.8.14 変更届出 |

(以下余白)